

労働保険の手続きは豊田商工会議所の

労働保険事務組合に お任せ！

※労働保険事務組合とは厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

中小企業の
労務管理を
サポート
します！



労働保険は、労働者(アルバイトやパートタイマーを含む)を1人でも雇用したら強制適用となります。複雑な労働保険手続きを当事務組合がしっかりサポートいたします。是非ご活用ください。

事務代行内容

- ①雇用保険、労災保険の保険料の申告手続き
 - ②従業員の入社、退職時の届出等
 - ③その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- 注:印紙保険料に関する事務並びに労災保険の保険給付に関する請求等の事務は労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

事務組合に事務委託すると、こんな
メリットも！

◆法人の役員、個人事業主及び家族従業員も労災保険に特別加入できる
制度を利用できます。

※包括加入等の要件があります。

従業員と同じ仕事をしていて、
労災事故にあった場合に補償さ
れる任意加入制度です。

◆保険料の額にかかわらず年3回の分納になります。

→事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません。

対 象

- ①常時労働者数が、300人以下の事業所
(卸売・サービス業は100人以下、金融・保険・不動産・小売業では50人以下)
- ②豊田商工会議所の会員(別途入会規約有)
- ③豊田市内に事業所を有し、事業実態があること

委託手数料(年間)

業種と労働者数によって算出

労働者数	製造・小売等 労災・雇用保険	建設業の 雇用保険	建設業の 労災保険	二元適用事業で 建設以外の事業
4人以下	13,200円	11,000円	12,100円	5,500円
5人～15人	17,600円	13,200円	14,300円	7,700円
16人～20人	22,000円	15,400円	16,500円	9,900円
21人～30人	26,400円	22,000円	19,800円	12,100円
31人以上	1人につき 1,210円	1人につき 1,100円	1人につき 1,100円	1人につき 1,100円

※上記労働者数以上はお問い合わせください。



詳しくは最寄りの会議所へご連絡ください

お問合せ先

豊田商工会議所

- 本所 (小坂本町1-25) TEL 32-4567(代表)
- 南支所 (上郷町5-3-1) TEL 21-0019
- 北支所 (四郷町東畑70-1) TEL 45-1212

労働保険とは

労災保険と雇用保険（旧失業保険）の総称です。社会保険が健康や老後の補償をするのと同じように労働保険は次のような補償をする国の制度です。

どんなとき保障されるのか



(1) 労災保険 ※全ての労働者が対象

以下の場合等に保険給付を受けられます。

- ◆ 工作中的のケガや病気のと き
- ◆ 工作中的のケガや病気のため、働けないとき
- ◆ 工作中的のケガや病気もとで、身体に障害がのこったとき
- ◆ 工作中的の事故や病気で死亡したとき
- ◆ 通勤途中の災害など

(2) 雇用保険（旧失業保険）

- ◆ 従業員が離職し、再就職を促進するための給付が受けられます。（原則 1 年以上雇用した場合）

※ 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の方で 31 日以上雇う見込みがある方が対象

保険料の計算方法（保険料率・労務比率は令和 6 年 4 月 1 日現在）

◆ 雇用保険

従業員給与の総支給額 × 雇用保険料率 = 保険料（労働者負担＋事業主負担）

（例）卸売・小売・飲食店又は宿泊業の場合

給与総支給額 年 2,400,000 円 × 15.5/1,000 = 37,200 円（14,400 円＋22,800 円）

（例）建築事業（既設建築物設備工事業を除く）の場合

給与総支給額 年 2,400,000 円 × 18.5/1,000 = 44,400 円（16,800 円＋27,600 円）

◆ 労災保険 ※全額事業所負担

＜継続事業の場合＞ 従業員給与の総支給額 × 労災保険料率 = 保険料

（例）卸売・小売・飲食店又は宿泊業の場合

給与総支給額 年 2,400,000 円 × 3 /1,000 = 7,200 円

＜建設事業の場合＞ 元請工事の請負金額 × 労務比率 × 労災保険料率 = 保険料

（例）建築事業（既設建築物設備工事業を除く）の場合

元請工事請負金額 1,000,000 円 × 23% × 9.5/1,000 = 2,185 円

＜特別加入制度保険料計算＞

給付基礎日額 × 365 日 × 労災保険料率 = 保険料

※ 給付基礎日額（6,000 円～25,000 円の間で選択）

（例）建築事業（既設建築物設備工事業を除く）の場合

給付基礎日額 6,000 円 × 365 日 × 9.5/1,000 = 20,805 円

※ 保険料率・労務比率は業種又は、年度によっても異なります。

※ 労働保険には、別途石綿健康被害救済制度の一般拠出金が全額事業主負担となります。

前年度に労働者に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）× 0.02/1,000 = 保険料

